

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について

1. 基本的考え方

- (1) 家畜排せつ物は、これまで、畜産業における資源として、農産物や飼料作物の生産に有効に利用されてきたところである。
- (2) しかしながら、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の資源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じている。
- (3) 他方、我が国全体において資源循環型社会への移行が求められるとともに国民の環境意識が高まる中で、家畜排せつ物について、その適正な管理を確保し、たい肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなどその資源としての有効利用を一層促進する必要がある。
- (4) このため、畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずることにより、我が国畜産の健全な発展を図るものとする。

2. 経緯

- (1) 「家畜排せつ物法」については、平成11年7月22日に成立。
- (2) その後、法律について周知を図りながら、政省令案等について検討を進めてきた結果、本法は同年11月1日から施行。本法の施行と併せ各種支援措置を講ずることにより、畜産環境問題の解決に努めているところ。

3. 法律の概要

(1) 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

管理基準の遵守

農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等
を内容とする管理基準の策定

管理基準

施設の構造に関する基準

- ・ ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする
- ・ 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする

家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・ 家畜排せつ物は、施設において管理すること
- ・ 送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
- ・ 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・ 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること等

畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理

都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施
小規模畜産農家については、管理基準は適用しない。

牛	10頭	未満	・	豚	100頭	未満
鶏	2000羽	未満	・	馬	10頭	未満

管理基準の適用については、必要な経過期間（最大で5年間）を設定。

施設の構造に関する基準	: 5年間
家畜排せつ物の発生量等の記録	: 3年間

(2) 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

金融上の支援措置

ア 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定
(都道府県知事)

イ アの認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資
(施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に必要な資金を融通)

(参考) その他関連税制・予算措置

税制上の支援措置

ア 所得税・法人税

家畜排せつ物のたい肥化施設等に対する特別償却(16%)の適用

イ 固定資産税

家畜排せつ物のたい肥化施設等に対する固定資産税の特例(平成16年3月31日までに取得された施設について、5年間課税標準1/2)

予算措置

ア 資源循環型農業推進総合対策事業(非公共事業)

家畜排せつ物等のたい肥化施設、たい肥散布機械等の集団営農用機械等の整備。耕種分野と畜産分野それぞれの環境関連対策を新たに一本化。

14年度予算額 63(0)億円

イ 資源リサイクル畜産環境整備事業(公共事業)

家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備、還元用草地・周辺環境の整備を実施

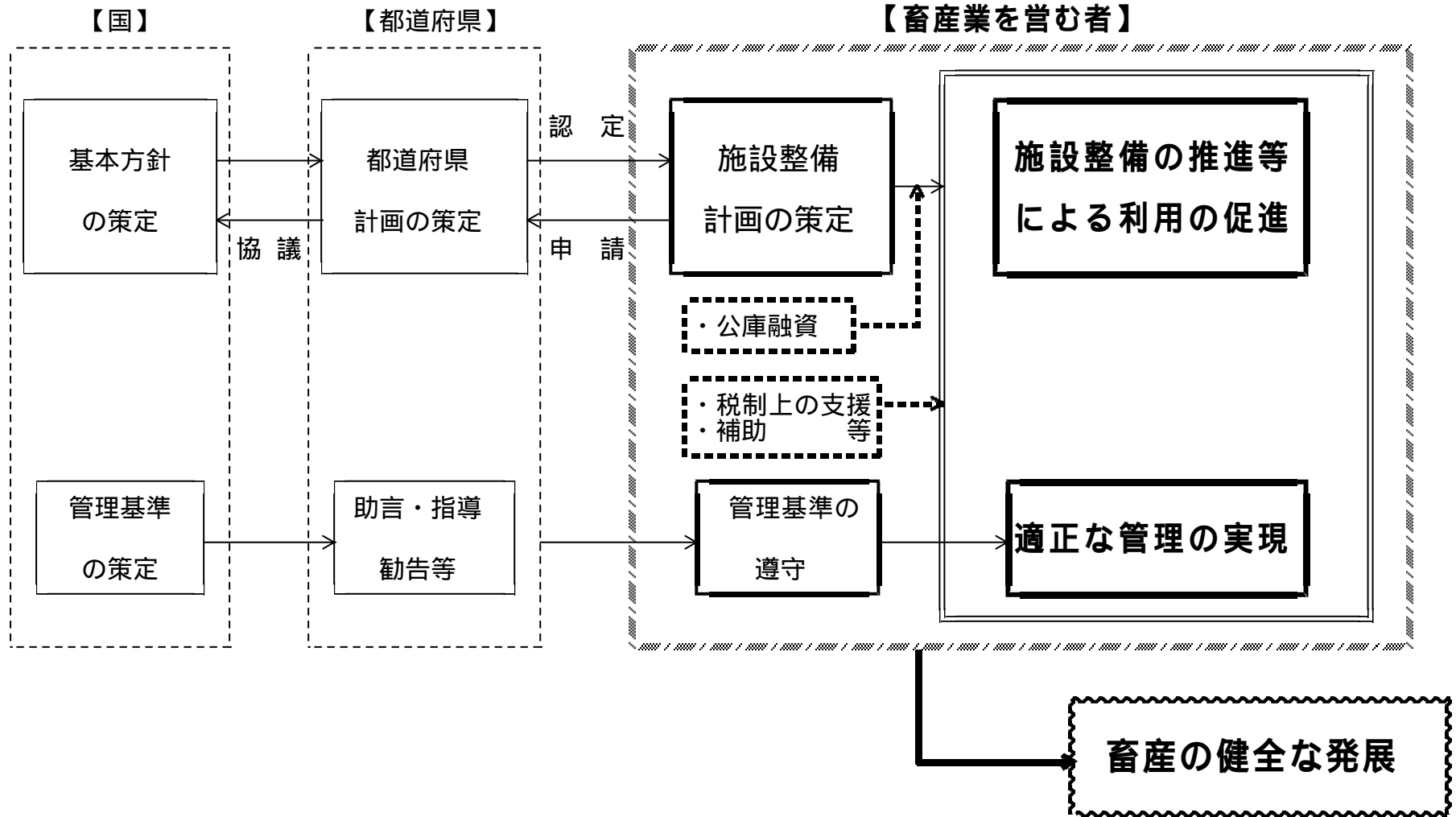
14年度予算額 70(71)億円

ウ 1/2補助付きリース事業(指定助成事業 畜産環境保全施設整備事業)

家畜排せつ物の野積み、素掘り貯留の解消を図るため、たい肥化施設、浄化処理施設等を整備額の1/2の価格でリース

14年度リース枠 210(210)億円

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の基本的枠組み



家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

(平成11年7月28日 法律第112号)

(目的)

第一条 この法律は、畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「家畜排せつ物」とは、牛、豚、鶏その他政令で定める家畜の排せつ物をいう。

(管理基準)

第三条 農林水産大臣は、農林水産省令で、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき基準（以下「管理基準」という。）を定めなければならない。

2 畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第六条 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基本方針)

第七条 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
- 二 処理高度化施設（送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。）の整備に関する目標の設定に関する事項
- 三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
- 四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

第八条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 家畜排せつ物の利用の目標

二 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項

四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定)

第九条 畜産を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 処理高度化施設の整備の目標

二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期

三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(計画の変更等)

第十条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従って処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と、同法第三十六条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物

の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第十一条第一項」とする。

(研究開発の推進等)

第十二条 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(報告の徴収)

第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の認定を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めることができる。

(経過措置)

第十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十五条 第五条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第六条第一項若しくは第十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令
(平成11年10月29日 政令第347号)

内閣は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行期日は、平成十一年十一月一日とする。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行令

(平成11年10月29日 政令第348号)

内閣は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第二条及び第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜の範囲）

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）

第二条の政令で定める家畜は、馬とする。

（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第二条 法第十一条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め二十五年、据置期間については八年とする。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成十一年十一月一日）から施行する。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則

(平成11年10月29日 農林水産省令第74号)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第三条第一項、第八条第一項、第九条第三項及び第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則

(管理基準)

第一条 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(以下「法」という。)

第三条第一項の管理基準は、次のとおりとする。

一 たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設(以下「管理施設」という。)の構造設備に関する基準

イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。

ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

二 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。

ハ 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

ニ 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。

ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

2 前項の規定は、その飼養する家畜の頭羽数が、牛及び馬にあつては十頭未満、豚にあつては百頭未満、鶏にあつては二千羽未満の畜産業を営む者については、適用しない。

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第二条 法第六条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

(都道府県計画)

第三条 法第八条第一項の都道府県計画は、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県は、法第八条第三項の規定により農林水産大臣に協議しようとするときは、その協議書に当該都道府県計画及びこれに定める法第八条第二項第一号及び第二号に規定する事項が適当であるかどうかを判断するために必要な事項を記載した説明書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定基準)

第四条 法第九条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処理高度化施設整備計画が都道府県計画に照らし適切なものであること。

二 処理高度化施設整備計画の達成される見込みが確実であること。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成十一年十一月一日)から施行する。ただし、次の各号の規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条第一項第二号ホの規定 平成十四年十一月一日

二 第一条第一項第一号及び第二号イの規定 平成十六年十一月一日

別記様式（第2条関係）

（表面）

第 号	
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第6条第1項の規定 により立入検査をする職員の身分証明書	
写 真	官 職
	氏 名
	年 月 日生
	年 月 日発行
（押出スタンプ）	都道府県知事 印

（裏面）

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（抄）

（指導及び助言）

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第六条 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第十六条 第六条第一項若しくは第十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第三条第一項の農林水産大臣が定める目標年度を定めた件

(平成11年10月29日 農林水産省告示第1456号)

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則(平成十一年農林水産省令第七十四号)第三条第一項の農林水産大臣が定める目標年度は、平成二十年度とする。